

【資料1】

(仮称)綾部市地域公共交通活性化協議会委員名簿

(敬称略)

	所属	職名	氏名	備考
1	綾部市	市長	山崎善也	
2	綾部市自治会連合会	会長	高倉正明	欠席
3	綾部市老人クラブ連合会	会長	田中丈夫	
4	綾部市身体障害者協会	会長	斎藤信吾	
5	綾女ねっと	会長	泉朝子	
6	日本交通株式会社	取締役兼福知山・綾部営業所長 京都北部地域担当	川本康博	
7	株式会社関西丸和ロジスティクス	運行システム事業本部長	竹本浩二	代理出席 京都事業部 綾部事業所長 吉村弘志
8	日本交通三丹地区労働組合 綾部支部	支部長	寺澤正人	
9	西日本旅客鉄道(株)福知山支社	総務企画課長	石原純	代理出席 総務企画課 課長代理 岡田勝
10	特定非営利活動法人あやべ福祉 フロンティア	理事長	曾根庸行	代理出席 理事 玉川弘信
11	特定非営利活動法人於与岐みせん	理事長	上野司	
12	国土交通省近畿運輸局京都 運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整)	稲留健一郎	
13	国土交通省近畿地方整備局福知山河川 国道事務所	所長	犬丸潤	代理出席 道路管理課長 大西孝行
14	京都府中丹東土木事務所	所長	西村祥一	
15	京都府綾部警察署	署長	鶴見威之	代理出席 交通課長 高田紘嗣
16	京都大学大学院工学研究科	准教授	松中亮治	
17	綾部商工会議所	会頭	塩田展康	代理出席 専務理事 山崎栄市
18	綾部市社会福祉協議会	会長	朝倉正道	
19	一般社団法人 京都府北部地域連携都 市圏振興社 綾部地域本部	地域本部長	平野正明	
20	あやべボランティア総合センター	運営委員長	前田道子	代理出席 参与 高本克男
21	京都府中丹広域振興局	局長	綾城義治	代理出席 企画・連携推進課長 田中秀文
22	市民環境部	部長	上原季司	

【事務局】

1	市民環境部市民協働課	課長	立藤聡	
2	市民環境部市民協働課市民活動推進担 当	課長補佐	田中恵美	
3	市民環境部市民協働課市民活動推進担 当	主事	横山成之	

(仮称)綾部市地域公共交通活性化協議会の設立について

移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、地域のくらしや産業を支えるためますます重要となっており、まちづくり、観光振興、健康、福祉、環境等のさまざまな分野に効果や影響を及ぼし、地域社会全体の価値を高めることにつながっている。

こうしたことを背景に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、「地域公共交通計画」の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実情に必要な事項を協議することを目的に協議会を設置しようとするものである。

また、令和3年12月27日開催の第2回地域公共交通会議（書面決議）においても、（仮称）綾部市地域公共交通活性化協議会を設置し、綾部市地域公共交通計画を策定することについて承認いただいたところである。

第1号議案

綾部市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第1条 綾部市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、「地域公共交通計画」（以下「公共交通計画」という。）の作成に関する協議及び公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議することを目的に設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、綾部市若竹町8番地の1（綾部市役所内）に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること
- （2）公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること
- （3）公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- （4）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること
- （5）自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- （6）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要と認めること

（協議会の委員）

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- （1）綾部市長又はその指名する者
- （2）住民又は利用者を代表する者
- （3）一般旅客自動車運送事業者の代表
- （4）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- （5）鉄道事業者の代表
- （6）綾部市内で自家用有償旅客運送を実施している特定非営利活動法人等の運送団体
- （7）国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者
- （8）道路管理者の代表
- （9）京都府綾部警察署長又はその指名する者
- （10）学識経験を有する者その他協議会の運営上必要と認める者
- （11）関係行政機関の職員
- （12）市職員

2 前項に規定する委員又は第11条に規定する事務局から、前項に規定する委員以外の者が協議会の運営に必要との申し出があった場合には、協議会での決議の上でその者をオブザーバーとして招へいできるものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 監事 2名

2 会長は、綾部市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、出納監査を行い、その結果を会長に報告する。

(協議会の運営)

第8条 協議会の会議(以下、会議という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会長が緊急の決定を要する事案について会議を招集する時間的な余裕がないとき、その他やむを得ない理由があるときは、第4項の議決は、委員の書面による賛否の結果をもってこれに代えることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員はその結果を尊重しなければならない。

(調整部会)

第10条 協議会は、計画の策定並びに実施等にあたり、調整部会を設置することができる。

2 調整部会の構成員は綾部市職員をもって充てることとし、会長が指名する。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、綾部市公共交通施策担当課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(会計)

第12条 協議会の収入および支出に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 協議会は、会議に出席した委員等に報酬及び費用の弁償を支給することができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額は、綾部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年4月1日条例第14号)に準じるものとする。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項が生じた場合は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年4月26日から施行する。

第 3 号議案

綾部市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は、綾部市地域公共交通活性化協議会規約第 11 条の規定に基づき、綾部市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関する事
- （2）協議会の庶務に関する事
- （3）前 3 項に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項（事務局職員）

第 3 条 事務局に、事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、綾部市公共交通施策担当課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、綾部市公共交通施策担当課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- （1）事務局の運営に関する事。
- （2）物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事。
- （3）物品及び現金の出納に関する事。
- （4）前 3 項に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

（文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、綾部市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第 6 条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、寸法、形状、書体、個数、使用区分及び管理者は別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、綾部市において定められている公印の取扱いの例による。

（その他）

第 7 条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 26 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	寸法 (ミリメートル)	形状	書体	個数	使用区分	管理者
綾部市 地域公共交通 活性化協議会 会長之印	24×24	綾部市 地域公共交通 活性化協議会 会長之印	れい書体	1	会長名を もって発 する文書	事務局長

第3号議案

綾部市地域公共交通活性化協議会に係る会計事務取扱規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、綾部市地域公共交通活性化協議会規約第12条の規定に基づき、綾部市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に係る会計事務に関し必要な事項を定め、適切な事務処理を図ることを目的とする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、補助金、その他の収入をもって収入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって支出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算案を作成し、協議会に諮り承認を得るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、補正予算案を作成し、速やかに協議会に諮るものとする。

（予算の流用）

第4条 会長は、前条の規定に関わらず、必要に応じて、歳出予算の流用を行うことができるものとする。

2 会長は、前項の規定により支出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次回の協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第6条 会長は、協議会事務局職員のうちから協議会出納員を命ずる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続き）

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、綾部市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる帳簿書類を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算及び決算書類

(2) 会計帳簿及び会計伝票

(3) 前号に掲げるもののほか、必要な書類

(帳簿書類の保存)

第8条 前条に定める帳簿書類の保存期間は、当該会計年度の翌年度から5年間とする。ただし、国又は地方公共団体から補助金を受けて実施する事業に係る前条に定める帳簿書類については、国又は地方公共団体が定める保存期間とする。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、延滞なく協議会の決算案を作成し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第10条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月26日から施行する。

(令和4年度の予算の特例)

2 令和4年度の協議会の予算に関しては、第2条第3項中「毎年4月1日」とあるのは「第1回協議会開催後」に、読み替えるものとする。

第4号議案

【資料6】

綾部市地域公共交通計画
令和4年度事業計画書（案）

1. 綾部市地域公共交通計画策定に向けての取組
令和5年度から令和9年度までの5か年の地域公共交通計画を策定
2. 事業の実施
地域公共交通計画策定業務【予算：3,476千円】
・現況調査、問題点の抽出・課題の整理、住民アンケート調査の分析、関係者ヒアリング調査、地域公共交通計画案のとりまとめ
3. 会議の開催【予算額：401千円】 法定協議会：年4回予定

令和4年度収支予算書（案）

1 収入

（単位：円）

科目	予算額	備考
補助金	4,376,400	【国】地域公共交通確保維持改善事業費補助金 729,400 【市】綾部市地域公共交通計画策定事業補助金 3,647,000
諸収入	0	
合計	4,376,400	

2 支出

（単位：円）

科目	予算額	備考
会議費	401,000	委員報酬 280,000 委員費用弁償 40,000 会議室使用料 81,000
事業費	3,476,000	計画策定業務委託料 3,476,000
事務費	499,400	消耗品費 49,400 印刷製本費 400,000 役務費 50,000
合計	4,376,400	

地域公共交通計画の策定について

1 計画策定の背景と趣旨

人口減少や少子高齢化等の進展により、公共交通利用者が減少する中、交通空白地対策をはじめ、バスやタクシーの運転士不足、ラストワンマイル対策など地域の公共交通には喫緊の課題が山積している。

誰もが安心して暮らすため、地域の公共交通はなくてはならない生活移動手段であり、移動手段の確保は、交通分野等の課題解決にとどまらず、まちづくりの様々な分野で大きな影響をもたらすものである。

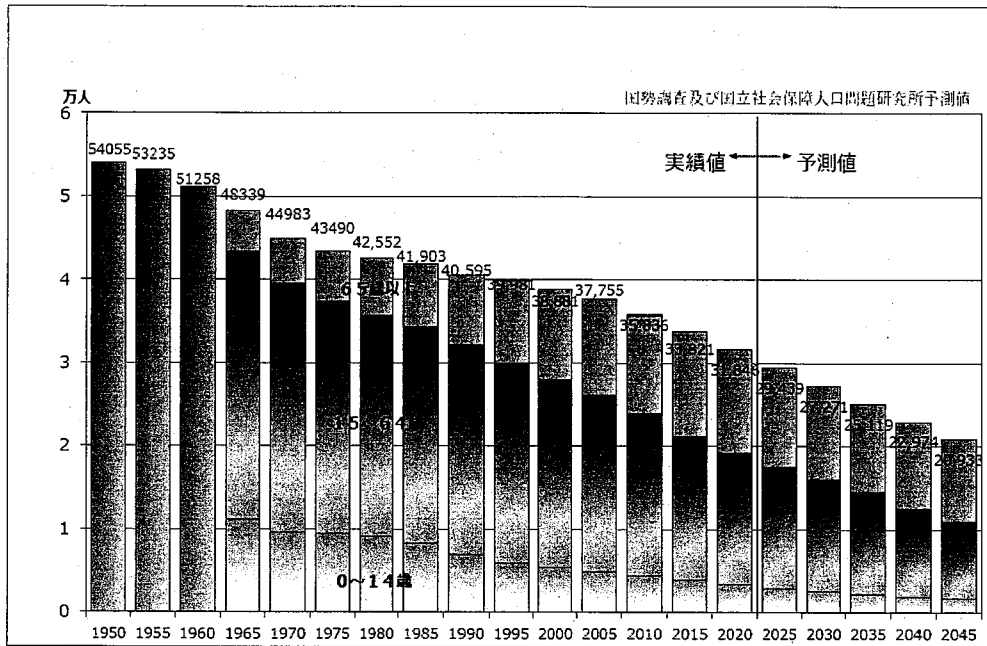
こうしたことから、行政や各交通関連事業者、住民等が連携・協働し、将来にわたり持続可能な地域の公共交通を確保するため、本年度新たに、「綾部市地域公共交通計画」を策定し、「地域公共交通ネットワークの形成」に加え、「地域における輸送資源を総動員」することで、持続可能で安定的な地域の旅客運送サービスを提供していく。

2 地域交通の主な現状や課題

- (1) 人口減少の本格化による公共交通利用者のさらなる減少や公共交通の担い手不足を懸念（別添グラフ1、2参照）
- (2) 高齢化の進展により運転免許証の返納も増える中、地域の実情に応じたドア to ドアなど多様な移動ニーズへの対応
- (3) 世界情勢の不安定化やコロナ禍に伴う社会経済活動の停滞による市の収入の減少が、公共交通の維持に係る財政負担に与える影響を懸念（別添グラフ3参照）
- (4) 生活交通の維持はもとより、観光等による市外からの来訪者にも利用しやすい移動手段を維持・確保
- (5) 施設及び設備等の着実な更新や近年頻発する災害時を想定した安定的な輸送の実現
- (6) AIやICT技術の導入、自動運転等の新たな移動手段を組み込んだ公共交通の在り方を検討
- (7) 新型コロナウイルス感染症との共生による公共交通の実現

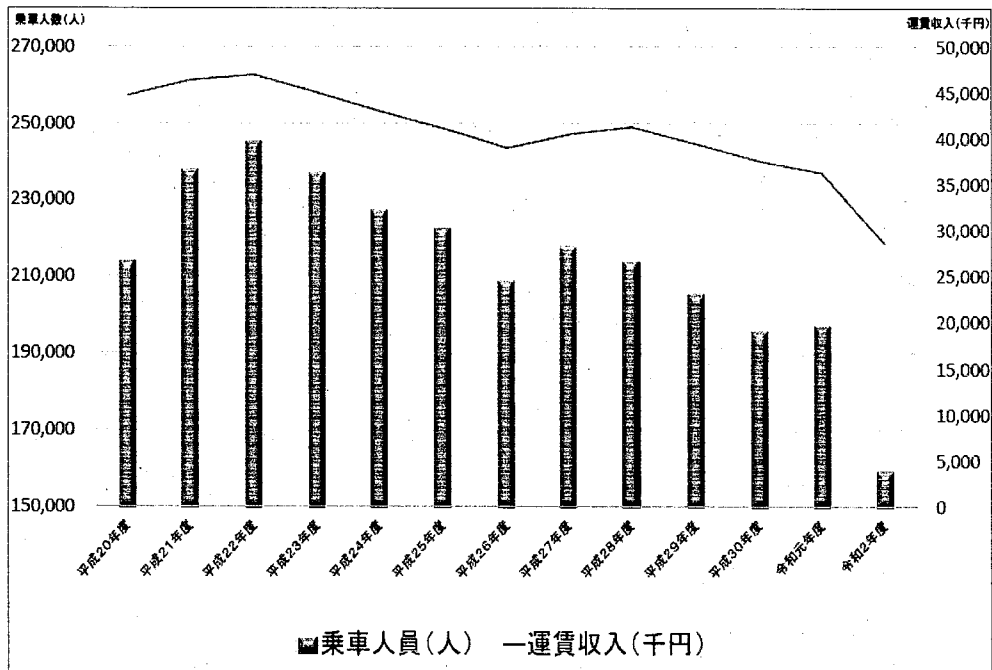
(別添グラフ1 年齢区分別人口推移)

※人口全体の減少とともに15歳から64歳の生産年齢人口も減少傾向



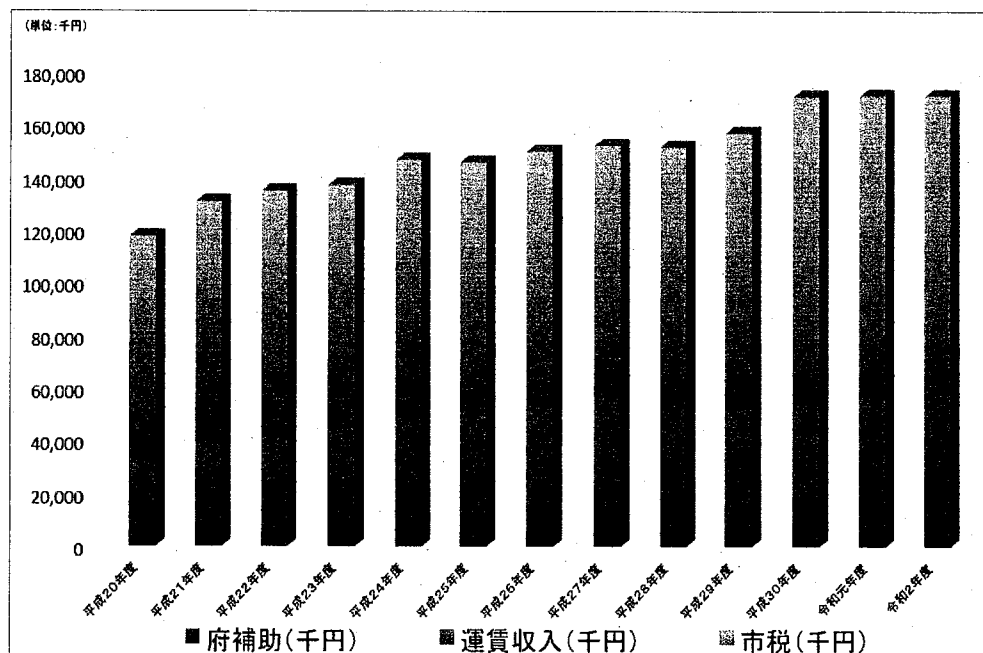
(別添グラフ2 あやバスの乗車人数と運賃収入の推移)

※乗車人数並びに運賃収入も減少傾向



(別添グラフ3 あやバスの収入構成)

※年々、運賃収入が減少し、市の負担額が増加



3 地域公共交通計画の概要について

- (1) 計画区域 綾部市全域
- (2) 計画策定 令和4年度
- (3) 計画期間 令和5年度から9年度までの5年間(5年ごとに更新)
- (4) 策定主体 綾部市地域公共交通活性化協議会(仮称)

※「綾部市地域公共交通会議」を組織変更

※策定は、国庫補助金を活用し業務委託を行う

- (5) 記載項目
 - ①基本的方針
 - ②計画の区域
 - ③計画の目標
 - ④目標達成のために行う事業・実施主体
 - ⑤計画の達成状況の評価に関する事項
 - ⑥計画期間
 - ⑦その他計画の実施に関し必要と認める事項

- (6) 関係法令等 国の根拠法令である「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」や市の上位計画である「綾部市総合計画」、「綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、本年度策定予定の「綾部市過疎地域持続的発展計画」に即し、都市・

交通に関する「綾部市都市計画マスタープラン」や「綾部市立地適正化計画」、令和4年3月策定の「京都府北部連携都市圏公共交通計画」、「JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画」、その他各分野の計画と連携を図りながら独自の計画を策定する。

4 今後の主なスケジュール

- 令和4年 4月 第1回法定協議会（協議会設置、規約予算案審議等）
 - 令和4年 9月 第2回法定協議会（計画素案審議）
 - 令和4年12月 第3回法定協議会（計画中間案審議）
 - 令和5年 1月 パブリックコメント実施
 - 令和5年 2月 第4回法定協議会（計画最終案審議）
- ※詳細なスケジュールについては、別添【資料8】参照

